



平成28年5月13日

各 位

会 社 名	リゾートトラスト株式会社
代 表 者 名	代表取締役社長 伊藤 勝康
コ ー ド 番 号	4681、東証・名証第一部
問 い 合 せ 先	経 営 企 画 部 長 嶋 根 直 登
電 話	052-933-6519

当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）更新に関するお知らせ

当社は、当初平成19年6月28日開催の当社第34回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき「当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」を導入、直近では平成25年6月27日開催の当社第40回定時株主総会の決議により継続しておりますが（以下、継続後の対応方針を「現対応方針」といいます。）、その有効期限は、平成28年6月開催予定の当社第43回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の終結の時までとなっております。当社では、現対応方針更新後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、本日開催された当社取締役会において、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現対応方針の一部を変更（以下、変更後の対応方針を「本対応方針」といいます。）するとともに、「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」として更新することを決定しましたのでお知らせいたします。

当社取締役会には社外取締役4名を含む当社取締役18名全員が出席し、本対応方針の内容及び定時株主総会への付議につき全員一致により決定いたしました。また、本日現在、当社株式への大規模買付行為に関する提案等は一切ございません。

本対応方針の現対応方針からの主な変更点は以下のとおりです。

- ①当社取締役会が大規模買付者から提供を受けた必要情報に加えて追加的に情報提供を求める場合の期限の上限を設定いたしました。
- ②取締役会評価期間を設定したことを公表する旨を明確化いたしました。
- ③大規模買付行為に対する対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合に、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定していない旨を明確化いたしました。
- ④その他語句の修正、文言の整理等を行いました。

I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社の会員制事業という事業の特殊性にも鑑み、会員を中心とした顧客との長期的な信頼関係の構築、そして、取引先、従業員、地域コミュニティなどの当社グループに関わる全てのステークホルダーとの信頼関係を継続的に維持、伸張させていくためには、当社グループの強みである「営業力」、「企画開発力」及び「運営力」を機軸とした中長期的な視野を持った経営的な取組みが必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、大規模な買付行為を行う買付者は、株主の皆様のご判断のために、当該買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会の意見形成や代替案作成のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと認められるものもないとは言えません。当社は、かかる大規模な買付行為に対して、当社取締役会が適切と考える方策をとることも、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

II 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の取組みを行っております。

1. 中期経営計画に基づく取組み

当社グループは、平成 25 年4月にスタートした中期経営計画「Next40」において、次なるステージでの成長へ向けて、顧客との新たな関係を築き上げるとともに変革のスピードを加速させ、たゆまぬ挑戦を続けていくことを目指しており、今まで培った事業基盤を活かし、更なる成長に向け、グループ力を最大限に発揮した事業の創造・確立を図ってまいりました。

「Next40」の基本戦略は以下の4点を中心としております。

- ① 会員制リゾート事業の更なる充実と永続モデル確立
- ② メディカル・シニアライフ事業の拡大
- ③ グループ総合力を活かした複合・周辺事業の拡大
- ④ 上記3つの事業戦略実現へ向けた人材基盤・グループ力の強化

これまでの取組みとして、①につきましては、平成 27 年 6 月に当社ベイコートシリーズの2つ目の拠点として芦屋ベイコート倶楽部の着工並びに会員権の販売を開始し、また平成 28 年 3 月には「エクシブ鳥羽別邸」の開業と当社エクシブシリーズ 1 号である「エクシブ鳥羽」の改修を合わせ、『グランドエクシブ鳥羽』としてオープンいたしました。今後も継続的な会員制ホテル事業展開を計画しており、着実な展開を図ってまいります。②につきましては、平成 27 年から 28 年にかけて東名阪においてグランドハイメディック倶楽部4拠点の新設・開業や介護付有料老人ホーム2拠点の開設・取得を行うなど順調に拡大してまいりました。今後も同様に拠点拡充を図るとともに、新規の取組みとして当該事業の海外展開やインバウンド対応を検討してまいります。③につきましては、当社海外展開の第1号として平成 26 年 10 月に「ザ・カハラ・ホテル&リゾート」を取得いたしました。今後も当社にふさわしいブランドを伴った事業展開を検討してまいります。④につきましては、継続的にROE10%超を保ちつつ、平成 25 年 3 月末において4,361名(連結ベース、以下同様)の従業員数が

平成28年3月末時点で5,931名と、当社ホスピタリティの元となる人材基盤の充実を図ることができました。今後は人材基盤の一層の拡充を図ると共に、社員がよりイキイキと働き、やりがいを感じられる会社の実現に向けての環境づくりと中長期的な収益向上の両立を図ってまいります。

平成30年4月からの次期中期経営計画についても、現行中期経営計画の基本戦略を踏まえ、更なる企業価値を創造するとともに、業界のリーディングカンパニーに相応しい社会的責任を果たし、中長期的なすべてのステークホルダーの利益の向上を図ってまいります。

2. コーポレートガバナンス強化への取組み

当社は、株主をはじめ顧客、取引先、地域社会、従業員すべてのステークホルダーから信頼される企業となるため、コーポレートガバナンスの充実を経営上の重要な課題として位置づけており、企業倫理と遵法を徹底するとともに、内部統制システムを整備し、経営の透明性を確保することに努めています。

その一環として、平成27年6月より監査等委員会設置会社へ移行いたしました。これにより、取締役会は社外取締役4名を含む5名の監査等委員である取締役を新たに加えた構成となり、意思決定の迅速化及び監査等委員会による監査・監督機能のより一層の強化等が図られ、取締役会全体の実効性が高まっております。

また、平成27年11月にはコーポレートガバナンス強化の一環として新たに東京証券取引所及び当社の独立性基準を満たす独立社外取締役2名を選任して、独立社外取締役を3名とし、取締役の選任・指名及び報酬の決定プロセスに関する透明性、客観性を確保することを目的として、「指名諮問委員会」及び「報酬諮問委員会」を設置しております。

それぞれの委員会の委員の数は独立社外取締役を過半数とすることとし、委員長は独立社外取締役が務めるものとしております。

今後も中長期的な企業価値の継続的向上のため、コーポレートガバナンスの一層の充実を図ってまいります。

Ⅲ 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本対応方針の目的

当社は、当社株式に対する大規模な買付け等が行われた場合でも、その目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えられるものではありません。また、支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付け等の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強制するおそれのあるもの、株主の皆様や当社取締役会が株式の大規模な買付け等の内容等について検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するための合理的に必要な十分な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が買付け等の対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益に鑑み不十分または不相当であるもの、買付け等の対象とされた会社の企業価値の維持・増大に必要なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、買付け等の対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

一方、平成28年3月31日時点において、当社創業者、当社役員及びその関係会社により当社の発行済株式の約24%が保有されております。但し、当社は公開会社であり、株主の皆様の自由な意思に基づく取引等により当社株式は譲渡されますので、当社創業者、当社役員及びその関係

会社が各々の事情に基づき今後当社株式を譲渡その他の処分をし、それらの当社株式の保有割合が減少してゆく可能性も否定できません。また、それ以外の当社株式の多くは個人株主の皆様や信託銀行等の機関投資家、外国法人等の皆様により保有されておりますので、これら株主の皆様のために、大規模な買付け等を行おうとする者が現れた場合に、大規模な買付け等の内容や当社取締役会の意見、代替案等を検討した上で、大規模な買付け等に応じるか否かの最終的な判断を適切に決定する機会を確保することは重要であると考えております。

これらの点に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付け等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模な買付け等が行われる際の情報提供と検討時間の確保に関する一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付け等がなされた場合の対抗のための方策を含め買収防衛策として、現対応方針の内容を一部変更し、本対応方針として更新することといたしました。

2. 本対応方針の対象となる当社株式の買付け

本対応方針の対象となる当社株式の買付けとは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。かかる買付行為を以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。)とします。

注1:特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)並びに当該保有者との間でまたは当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者(以下「準共同保有者」といいます。)または、
- (ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注2:議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)も計算上考慮されるものとします。)と、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合(但し、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。)または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3:株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

3. 独立委員会の設置

本対応方針を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための諮問機関として、現対応方針と同様に独立委員会を設置いたします(独立委員会規程の概要は別紙2のとおりです。)。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、東京証券取引所及び当社の独立性基準を満たし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役(監査等委員であるものを含まず。)及び社外有識者(注)の中から選任します。本対応方針への更新時に就任予定の独立委員会委員候補の氏名・略歴は別紙3に記載のとおりです。当社取締役会は、大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に当たるか否かの判断、大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、取締役会評価期間を延長するか否かの判断、対抗措置を発動・変更・停止すべきか否かの判断など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、必ず独立委員会に諮問することとし、その勧告を最大限尊重するものとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、必要に応じて、当社の費用で独立した外部専門家等の助言を得ること等ができるものとします。

注:社外有識者は、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいいます。

4. 大規模買付ルールの内容

当社が設定する大規模買付ルールとは、①大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価・検討期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

(1) 意向表明書の当社への提出

大規模買付者には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約及び大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を日本語で明示した、「意向表明書」をご提出いただきます。

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じその内容について公表します。

(2) 必要情報の提供

当社取締役会は、意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、当社株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報(以下「本必要情報」といいます。)のリストを記載した書面を、当該大規模買付者に交付し、大規模買付者には、本必要情報のリストに従い、本必要情報を当社取締役会に書面にて提出していただきます。本必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的な内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、いずれの場合も当社株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ①大規模買付者及びそのグループ(共同保有者、準共同保有者及び特別関係者(並びにファンドの場合は各組合員その他の構成員)を含みます。)の詳細(大規模買付者の事業内容、資本構成、当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- ②大規模買付行為の目的及び内容(大規模買付け等の対価の価額・種類、大規模買付け等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付け等の方法の適法性、大規模買付け等及び関連する

取引の実現可能性等を含みます。)

- ③大規模買付行為における当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ④当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補(当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等(以下「買付後経営方針等」といいます。)
- ⑤当社グループの取引先、顧客・会員、従業員、地域コミュニティ等のステークホルダーと当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。但し、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、その期限を延長することができるものとします。

本必要情報の大規模買付者からの提供が完了したと当社取締役会が判断した場合には、その旨を大規模買付者に通知するとともに公表します。なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで、適宜期限を定めた上で(最初に本必要情報を受領した日から起算して60日を上限とします。)、追加的に情報提供を求めることがあります。当社取締役会が、本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供がない場合において、大規模買付者から情報の提供がなされないことについての合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める本必要情報が揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、その旨を公表するとともに後記(3)の当社取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された本必要情報は、速やかに独立委員会に提出するとともに、当社株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表します。

(3) 取締役会による評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合は最長60日間、またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。))として設定し、その旨を直ちに公表いたします。この場合、大規模買付行為は、かかる取締役会評価期間の経過後に開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉したり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を直ちに公表します。

5. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明、あるいは代替案の提示等により、当社株主の皆様にご理解をいただけるよう努めるに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が例えば以下のイからトのいずれかの類型に該当し、結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合であると当社取締役会が判断したときには、例外的に、必要かつ相当な範囲内で、当社取締役会は企業価値ひいては株主共同の利益を守るために、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとる場合があります。なお、上記のとおり例外的に対抗措置を発動する際の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容や、当該大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響を検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで判断します。

また、対抗措置の発動について、株主の皆様の意思を確認することを独立委員会が勧告した場合、また、かかる勧告がない場合であっても、確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合には、株主の皆様の意思を確認するための手続きをとることがあります。なお、取締役会評価期間の経過後に株主の皆様の意思を確認する手続きをとった場合は、株主の皆様の意思を確認の上、対抗措置の発動、不発動の決議がなされるまでは、大規模買付行為は開始できないものとし、これに反する大規模買付行為は、(2)に後述するとおり、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

イ. 次の①から④までに掲げる行為等当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合

- ①株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
- ②会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為
- ③会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

ロ. 強圧的二段階買収(最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。)等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大規模買付行為である場合

ハ. 大規模買付者による買付後経営方針等が不十分または不相当であるため、当社事業の成長性・安定性が阻害され、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に重大な支障をきたすおそれがある場合

ニ. 大規模買付行為の条件(対価の種類・価額、大規模買付行為の時期、買付方法の適法性、実

現可能性等を含むがこれに限りません。)が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に鑑み著しく不十分または不適當な大規模買付行為である場合

ホ. 当社グループの企業価値を生み出す上で必要不可欠な取引先、顧客・会員、当社グループの従業員、地域コミュニティ等との関係または当社グループの企業文化を破壊することなどにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を害する重大なおそれをもたらす大規模買付行為である場合

へ. 大規模買付者の経営陣または主要株主若しくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

ト. その他 イ. ないし へ. に準ずる場合で、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

(2)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。例えば、前述の例外的な対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は別紙4に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間や行使条件等を設けることがあります。但し、この場合、当社は、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定しておりません。

(3) 対抗措置発動の停止について

上記(1)または(2)において、当社取締役会は、対抗措置を発動することを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、対応措置の発動の停止を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合において、新株予約権の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど、対抗措置をとることが適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、次のとおり対抗措置発動を停止することができるものとします。

①当該新株予約権の効力発生日の前日までの間は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の無償割当てを中止する。

②新株予約権の無償割当て後においては、行使期間開始日の前日までの間は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで当該新株予約権を無償取得する。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い適時適切に開示を行います。

6. 株主・投資家の皆様に与える影響等

(1)本対応方針への更新にあたって株主・投資家の皆様に与える影響等

本対応方針への更新の時点においては、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

なお、大規模買付者が現れた場合は、上記5.に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆様に与える影響等

当社取締役会は、上記5.に記載のとおり、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様(対抗措置の発動対象となった大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。)が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所の上場規則等に従い適時適切に開示を行います。

なお、対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てを行う場合は、株主の皆様は、対価を払込することなく、その保有する株式に応じて新株予約権が割り当てられます。また、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様へ新株を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い適時適切に開示します。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

7. 本対応方針の適用開始と有効期限

本対応方針は、本株主総会における株主の皆様のご承認もって、同日より発効することとし、有効期限は同日から3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、本対応方針の有効期間中であっても、当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、または当社取締役会が本対応方針を廃止する旨の決議を行った場合には、当該決議の時点をもって本対応方針は廃止されるものとします。その場合には、当社は、その廃止の事実を速やかに開示いたします。

また、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から、関係法令の整備や、当社が上場する金融商品取引所の規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合等、株主の皆様へ不利益を与えない場合には独立委員会の勧告を最大限尊重して、本対応方針の変更を行うこともあります。

IV 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

(1) 本対応方針が買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の

諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとしております。

(2)本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付行為がなされた際に、株主の皆様が、大規模買付行為に応じるか否かを適切に判断するために、必要な情報や時間を確保し、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は企業価値ひいては株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

(3)本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

本対応方針は、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保証することを目的としております。本対応方針によって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針が企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその価値及び利益に資するものであると考えます。

さらに、本対応方針の発効・継続が当社株主の皆様のご承認を条件としており、当社株主の皆様が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が企業価値ひいては株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

(4)本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様のご判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要かつ相当な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針の発効・継続を行うことはできず、当社株主の皆様のご承認を要します。

また、大規模買付行為に関して、当社取締役会が、評価・検討、当社取締役会としての意見のとりまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、または対抗措置を発動する際には、外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれています。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであるとと考えております。

(5) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社株式を大量に買い付けた者が、当社の株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。なお、当社の取締役(監査等委員であるものを除きます。)の任期は1年であり、当社は期差任期制を採用していないため、本対応方針の導入によりスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)としての効果が生じることもありません。

以 上

当社の株式の状況(平成 28 年 3 月 31 日現在)

1. 発効可能株式総数 150,000,000 株
2. 発行済株式総数 108,518,999 株
3. 株主数 20,867 名

4. 大株主の状況

株 主 名	所 有 株 式 数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数の割 合 (%)
株式会社宝塚コーポレーション	13,419	12.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,518	6.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,769	3.47
サッポロビール株式会社	3,351	3.09
伊 藤 興 朗	2,922	2.69
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	1,969	1.82
株式会社ジーアイ	1,921	1.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	1,818	1.68
株式会社エヌ・コーポレーション	1,745	1.61
株式会社ケー・コーポレーション	1,710	1.58

独立委員会の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、東京証券取引所及び当社の独立性基準を満たし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役（監査等委員であるものを含む。）及び社外有識者の中から取締役会が選任する。
- ・ 独立委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
- ・ 独立委員会は、取締役会から諮問を受けた場合、以下に記載する事項について決定し、その決定の内容を、その理由及び根拠を付して取締役会に対して勧告する。
 - ① 大規模買付者に対抗するための新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び定款が認める対抗措置の発動または不発動
 - ② 大規模買付者の大規模買付行為の撤回等に基づく新株予約権の無償取得、発行中止その他対抗措置の停止
 - ③ その他取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・ 独立委員会は、以下に記載される事項を行うものとする。
 - ① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの決定
 - ② 大規模買付者が取締役会に提供すべき本必要情報の決定
 - ③ 本必要情報の提供完了の決定
 - ④ 大規模買付者による大規模買付行為の内容の精査・検討
 - ⑤ 大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に当たるか否かの決定
 - ⑥ 取締役会評価期間の延長の決定
 - ⑦ 本対応方針の修正または変更の承認
 - ⑧ その他取締役会により別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・ 独立委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士その他外部の専門家から、当社の費用負担により助言を得ることができる。

以上

独立委員会委員候補略歴

本対応方針更新時の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

小林 榮一郎（こばやし えいいちろう）

【略歴】

昭和13年1月生
 平成6年6月 株式会社あさひ銀行（現 株式会社りそな銀行）代表取締役専務
 平成9年6月 同行副頭取
 平成10年6月 株式会社あさひ銀行総合研究所（現 りそな総合研究所株式会社）代表取締役社長
 平成15年2月 株式会社CNSコンサルティンググループ特別顧問（現任）
 平成16年11月 早稲田大学常任理事
 同大学評議委員
 平成21年6月 全国保証株式会社社外取締役（現任）
 平成23年4月 プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社顧問（現任）

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

神谷 明文（かみや あきぶみ）

【略歴】

昭和26年10月生
 平成4年4月 弁護士登録（名古屋弁護士会）
 大脇・鷺見合同法律事務所（現 しるべ総合法律事務所）勤務
 平成10年12月 安城市民生・児童委員
 平成11年4月 神谷明文法律事務所開設（現在に至る）
 平成19年4月 愛知県弁護士会副会長
 平成20年4月 安城簡易裁判所 司法委員・調停委員（現任）
 平成24年4月 名古屋家庭裁判所岡崎支部 調停委員（現任）
 平成28年4月 愛知県弁護士会西三河支部 支部長（現任）

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

谷口 嘉孝（たにぐち よしたか）

【略歴】

昭和13年3月生
 昭和33年7月 愛知県入庁
 平成4年4月 同豊田事務所長
 平成8年4月 同西三河事務所長
 平成10年4月 愛知県森林公園協会専務理事
 平成11年4月 財団法人愛知公園協会専務理事
 平成13年6月 名古屋競馬株式会社常勤監査役
 平成16年6月 当社 常勤監査役
 平成27年6月 当社 取締役（監査等委員）（現任）
 谷口嘉孝氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役であり、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

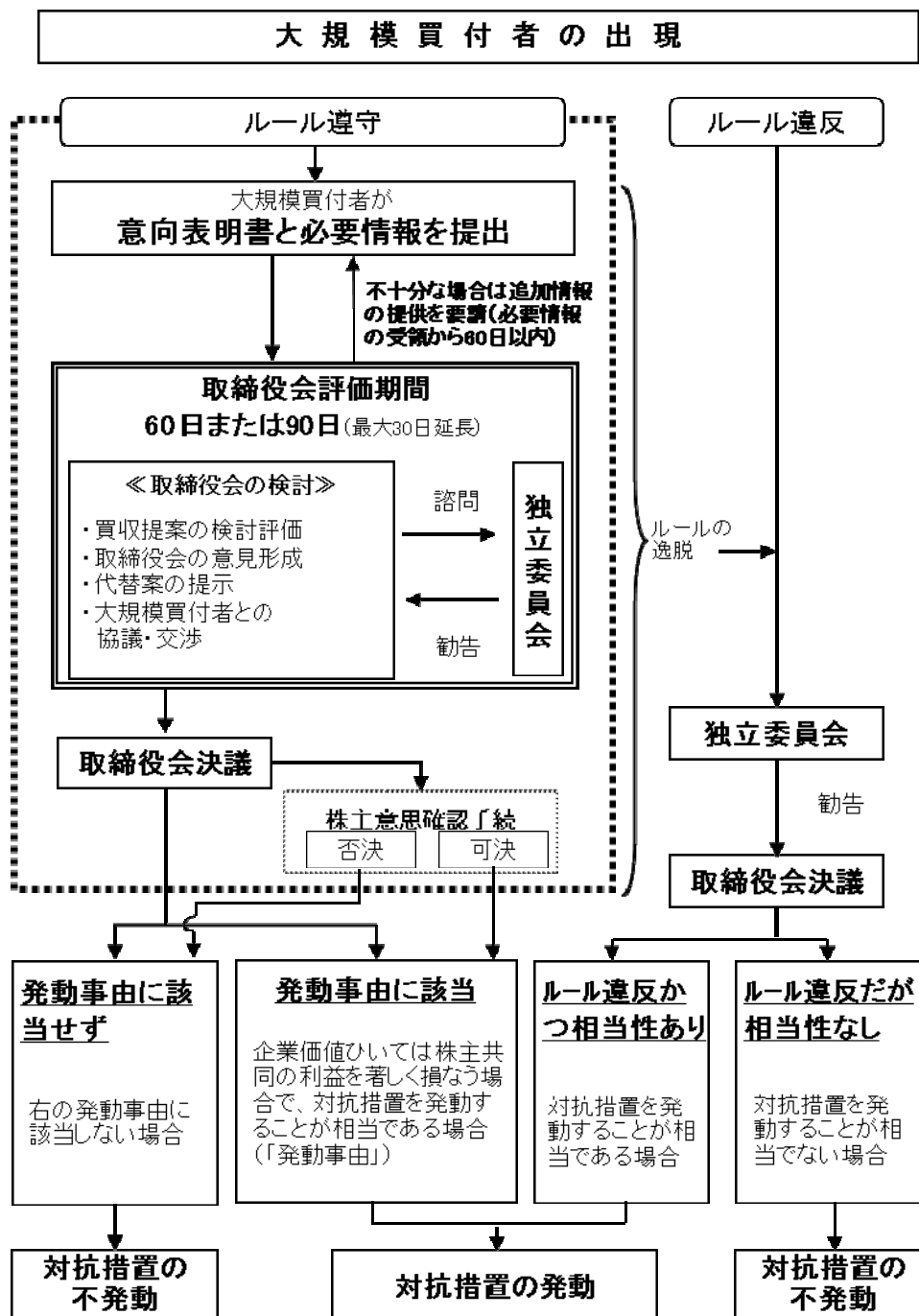
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者は除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。但し、新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付しない。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権無償割当てがその効力を生じる日、取得条項その他必要な事項については当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、行使の条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。

以上

当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）のイメージ図



(注) イメージ図は、あくまで本対応方針に対する理解を助けることを目的とした参考資料です。本対応方針の詳細については、本文をご参照ください。